

令和7年度

困難を抱える女性への支援を行う

民間団体等支援補助

募集要項

困難を抱える女性への支援を行う民間団体等支援補助とは

困難を抱える女性へ向けた新たな支援や事業の拡大を検討しつつも、資金がないなどの課題を抱える民間団体等を支援するとともに、その効果検証を行う取り組みです。

令和7年度は、本市の予算の範囲内で、数団体を選定する予定です。

受付期間

令和7年4月11日（金）～5月13日（火）

※ご質問がある場合は、4月30日（水）までに、下記の問い合わせ先へ電話かメールにてご連絡ください。

申込方法

事業申請書（別紙）に必要事項をご記入のうえ、メール・持参・郵送のいずれかの方法でご提出ください。

※事業申請書は、事業の目的や対象、実施スケジュールなどの事業概要や費用見積等を記載いただきます。

※様式等のデータは、仙台市ホームページからダウンロードください。

<https://www.city.sendai.jp/danjo-kikaku/jigyosha/shiendantaihojokin.html>

【お申し込み・お問い合わせ】

仙台市 市民局 市民活躍推進部 男女共同参画課

〒980-8671 仙台市青葉区二日町1-23 二日町第4仮庁舎 2階
TEL:214-6143 Eメール:sim004180@city.sendai.jp

1. 対象団体（応募資格）

補助金の交付を受けることができる団体は、次の要件をすべて満たす民間団体等です。

- (1) 市内に活動場所を有すること。
- (2) 組織の運営に関する規約、会則等を有し、構成員の名簿を備えていること。
- (3) 予算及び決算を適正に行っていること。
- (4) 1年以上継続して活動していること。
- (5) 補助事業を遂行できる能力又は実績を有すること。
- (6) 総会等意思決定の会合を定期的に行っていること。（複数名で構成される団体に限る。）
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (8) 事業報告書等の未提出がないこと。（特定非営利活動法人に限る。）
- (9) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、仙台市において市税の滞納がないこと。
- (10) 消費税及び地方消費税の未納のないこと。（当該申告の義務を有する団体に限る。）
- (11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団もしくは暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制下にある団体ではないこと。

2. 対象事業

困難を抱える女性を支援する事業で、応募団体において新規の事業もしくは既存事業の拡大を図る事業が補助の対象です（主たる活動が仙台市内で行われることが条件です）。1団体につき、1事業に限ります。

次のいずれかに該当する場合は、対象外です。

- × 宗教活動、政治活動、営利を目的としたもの
- × 営利を目的とした団体が中心となって行われるもの
- × 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- × 本市が実施する他の補助制度による補助を受けているもの又は本市から資金の提供を受け、若しくは本市から提供された資金の運用益によって他に補助金を交付する制度による補助を受けているもの
- × 公序良俗に反するもの
- × 法令、条例等に違反するもの

3. 補助金による事業実施期間

交付決定日（6月中旬ごろ）～令和8年1月16日（金）

※事業終了後に報告書をご提出いただきます。



4. 補助金額と対象経費

1事業あたり50万円を限度とし、本市の予算の範囲内で事業の実施に必要な以下の経費を補助します。審査により、申請した事業費から減額される場合があります。

(補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。)

人件費	提案事業実施にあたり直接的に要する人件費 (積算の根拠(これまでの実績や独自の単価表など)を添付してください)
報償費	外部の講師等に支払う謝礼など
旅費	外部の講師等に支払う交通費、宿泊費など
消耗品費	文房具、コピー用紙など(税込2万円未満の物品等に限る)
食料品費	イベント等で配る茶菓子など(団体構成員による会合等の費用は除く)
印刷製本費	パンフレット、冊子等の印刷費など
通信運搬費	切手代や宅配料など
役務費	通信費やイベント保険料など(団体内の連絡に要する通信費は除く)
使用料及び賃借料	会場使用料や機材等のレンタル料など
(その他)	その他市長が適当と認める経費

5. 審査会議

応募した団体には、『困難を抱える女性への支援を行う民間団体等支援補助事業審査会議』にご参加いただき、審査委員からの質問にお答えいただきます。

日時 令和7年6月4日(水) 14時00分から

会場 市民局 第1会議室(仙台市役所二日町第4仮庁舎 9階)

※**審査会議には必ず出席してください。**詳細は別途、応募者あてにお知らせします。

6. 選考方法と基準

補助対象事業は、審査会の審査を経て決定します。選考にあたっての評価基準は以下のとおりです。

- (1) 社会における女性が抱える困難な状況を的確に把握し、事業目的がその課題解決のために設定されていること
- (2) 具体的かつ実現可能な計画であること
- (3) 経費の見積りは事業内容に見合った妥当なものであること
- (4) 新規性や独自性があること
- (5) 新たな取り組みや効果を得るための工夫がなされていること
- (6) 事業に発展性が見られること

7. 補助対象事業に決定したら

助成対象事業に決定した事業実施団体には、助成金申請に係る所定の手続きを行っていただきます。

手続きの詳細は別途、対象団体あてにお知らせいたします。

8. 事業報告

補助事業完了後は、事業が完了した日から 14日以内に、事業報告書を提出してください。

また、実施報告会が開催される場合はご出席いただき、事業成果等についてご報告いただきます。

(実施報告会の開催については、11月ごろまでにお知らせいたします。)

9. Q&A

Q. 新規の事業や既存事業の拡大とは、具体的にどのようなものか。

A. 新規の事業とは、応募団体において現在実施している事業とは全く異なった事業です。

既存事業の拡大とは、すでに実施している事業の実施日等を変更したり、対象者を拡大（変更）したりすることにより、新たな層へのアプローチが見込める事業です。

Q. 他の団体と共催で事業を実施したいが、連名での申し込みは可能か。また、打ち合わせの費用も経費の対象となるか。

A. 連名での申請も可能です。その場合は、通常の申請書と記載方法が異なりますので、事前に担当課までご連絡ください。

また、打ち合わせのための会場費等は経費の対象ですが、茶菓代は対象となりません。

Q. 事業実施期間中は、継続して事業を実施しなければならないか。

A. 継続した事業ではなく、単発のイベントや期間限定の実施でも構いません。

10. 応募から決定、実施報告までの流れ

